

政令第三十九号

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十三項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第九十九条第一項、第一百条第一項、第一百十一条、第一百十二条第一項、第一百十三条から第一百十五条まで、第一百十六条第一項、第一百十七条第一項、第一百十九条、第一百二十条、第一百二十一条第一項及び第一百二十二条から第一百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

- 一 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）附則第五項
- 二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第二項
- 三 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第三百三十六号）第四条から第十一条まで

附 則

この政令は、公布の日から施行する。